

発言許可について

1 前回会議で出された意見

①起立することについて

起立するという意見はなく、挙手とすることで意見はまとまっている

②番号を告げることについて

意見は分かれたが「番号を告げる」とする意見が多数

告げる	告げない	どちらでもよい	会派持帰
5	2	1	1

③再質問時について

番号を告げなくても良いとする意見が多数

④名前を告げることについて

見直しの機会にルールを決めておくべきとの意見があった

2 変更案

前回会議の多数意見を元に会議規則第42条第2項の変更案

【変更（案）】

前項の規定により発言しようとする者は、挙手して「議長」と呼び、自席の番号を告げ、議長の許可を得なければならない。ただし、再質問をしようとする場合は、この限りでない。（※下線部は、変更又は追加箇所）

【現行】

前項の規定により発言しようとする者は、起立して「議長」と呼び、自席の番号を告げ、議長の許可を得なければならない。